筆界特定・筆界調査委員の現状と実例紹介

実例④

発表者　成田 剛 委員

筆界特定書

手続番号　[redacted]号

対象土地　：甲　[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番２
不動産番号　[redacted]
（以下「対象土地甲」という。）
：乙　[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番１
不動産番号　[redacted]
（以下「対象土地乙」という。）

申請人　[redacted]市[redacted]番地
[redacted]（以下「申請人」という。）

上記対象土地について，筆界調査委員[redacted]の意見を踏まえ，次のとおり筆界を特定する。

結　論

対象土地甲と同乙との筆界（以下「本件筆界」という。）は，別紙筆界特定図面（以下「特定図面」という。）中の４７点とＨ１点とを直線で結んだ線であると特定する。

理由の要旨

第１　事案の概要

１　事案の骨子

本件は，申請人が対象土地甲を同人の子に譲渡することを計画し，譲渡前に

あらかじめ対象土地乙の所有者である[redacted]（以下「関係人[redacted]」という。）に境界（本件筆界）立会確認を依頼したが合意に至らず，将来，本件筆界について争いが起こることを危惧したことから，本件筆界特定申請に及んだ事案である。

2　対象土地及び関係土地の状況

(1) 本件筆界に関係する土地は，対象土地甲，同乙，[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番２４（以下「関係土地１」という。），１４０番１３（以下「関係土地２」という。なお，土地の所在は同一のため，以下，本書における土地の表記は地番のみをもって表記する。），１４０番１４（以下「関係土地３」という。また，関係土地２及び関係土地３はいずれも県道となっており，これら両地を含んで県道部分を指す場合は，「南側県道」という。），１４０番２３（以下「関係土地４」という。）であり，関係土地１の所有者は[redacted]（以下「関係人[redacted]」という。），関係土地２及び同３の所有者は三重県（以下「関係人三重県」という。），関係土地４の所有者は[redacted]（以下「関係人[redacted]」という。）である。

なお，筆界特定申請書には，１４０番７及び同番１２が関係土地として記載されているが，これらの土地は，本件筆界と接していないため，本件筆界特定申請に係る関係土地とはならず，逆に，関係土地３及び同４は，筆界特定申請書に記載されていないが，本件筆界と点で接するため関係土地となる。

(2) 対象土地甲，同乙，関係土地１ないし同４（以下「対象土地等」という。）の隣接関係及び現存する境界標等は，特定図面に示したとおりである。

(3) 対象土地等はもともと山林であり，その山の南斜面に位置していたが，本件筆界の北側は，昭和５９年に団地造成され（以下，関係土地１及び同４を含む団地造成部分を「北側造成地」という。），北側造成地と対象土地甲及び同乙との占有界には，高さ５０センチメートルほどのコンクリートブロック積（擁壁）が設置され，さらに，同ブロック積の対象土地甲及び同乙側にコンクリート杭及びプラスチック杭が数本設置されている。

(4) また，本件筆界の南端は，南側県道と接しており，対象土地甲及び同乙と県道敷きとの占有界には側溝が設置されており，対象土地甲側に境界杭が数本設置されている。

(5) 対象土地甲は，昭和４０年ころ，申請人の父が南側県道に面した斜面の一

部を切り崩し建物敷地部分としたため，山林部分が崖により分断され高低差のある土地となった。その後，申請人は，昭和５１年に同人が経営する電気設備会社の車庫兼倉庫を建築している。

(6) 対象土地乙は，竹木等が自生している雑木林であり，関係土地３の県道に設置された側溝から急勾配の斜面となっており，当該側溝の対象土地乙側には土砂崩れ防止壁が設置されている。

(7) なお，対象土地甲の山林部分は雑木林となっているが，対象土地甲の北西端（争いのない境界点）に明らかに周囲の雑木と相違する大きな木（当該地域では，通称「ホウソの木」と呼んでいるが，以下，単に「大きな木」という。）がある。また，本件筆界付近にも同様に大きな木がほぼ等間隔に複数本並んでおり，これらの大きな木の周辺から，対象土地甲側と同乙側では，雑木の自生の状況が異なっている。

３　対象土地等を含む周辺土地の沿革

(1) 対象土地甲及び同乙は，津地方法務局[redacted]（以下「管轄登記所」という。）保管の登記記録等によれば，昭和４０年に南側県道の拡幅が行われ，同年３月３１日に対象土地甲から関係土地２が，同年４月９日に対象土地乙から関係土地３がそれぞれ分筆されているが，このこと以外に土地の分合筆等の異動はないことから，本件筆界は，明治時代初期に行われた地租改正事業当時に定められた筆界である。

(2) なお，昭和４０年の南側県道の拡幅は，本件筆界付近では対象土地甲及び同乙側（南側県道の北側）のみを拡幅し，南側県道の南側の土地は拡幅されていないことから，南側県道の南側ラインは，拡幅前から移動していないと認められる。

(3) 関係土地１及び同４は，管轄登記所保管の登記記録等によれば，昭和５９年１１月２８日に１４０番３を同番３と同番１８ないし同番２９に分筆したことにより形成された土地である。

なお，元番である１４０番３は，昭和４１年４月１８日に地積更正を経て，昭和５９年１１月１４日に同番３と同番１７に分筆後，上記分筆がなされている。

第２　申請人及び関係人の主張

１　申請人の主張

申請人は，本件筆界は特定図面中の７２点（以下，点の表示は特定図面中の点をいう。）と１点とを結んだ直線であると主張する。その根拠は，北側造成地の開発前に申請人，同人の母，関係人[redacted]，同人の父及び同人の弟らが立会いを行い，本件筆界の北端の目印として石盛りがあったことを確認しているとしている。

また，申請人が本件筆界の南端と主張する１点には，プラスチック杭が設置されているが，これは申請人が公図を基に単独で設置したものであるとしている。

2　関係人の主張

(1) 関係人[redacted]の主張

関係人[redacted]は，本件筆界は特定図面中の４５点とＢ１点とを結んだ直線であると主張する。その根拠として，①北側造成地との境界については，占有界に設置されている境界標で問題はない，②本件筆界の北端は，コンクリートブロック積の西端に打設されているプラスチック杭であり，③この付近には，境界木として南天の木があり，更に，斜面の水抜きとして幅約一尺の素堀りの溝があり，これが対象土地甲との境界であると思っているが，現在では確認することはできないと申述し，また，本件筆界の南端については，南側県道から対象土地甲の入口付近にあったコンクリート杭（現存しない。）であるとしている。

なお，関係人[redacted]は，本件筆界の北端について，意見聴取等の期日において，上記②のプラスチック杭の更に西側であると申述したが，その根拠は明らかではない。

(2) 関係人三重県の主張

関係人三重県は，対象土地甲及び同乙と関係土地２との官民境界については，買収時の潰地丈量図（以下「潰地丈量図」という。）のとおりであるとし，南側県道の幅員は，潰地丈量図をスケールアップし，南側県道の南側に設置された側溝の外側（道路拡幅の行われていないラインであるため基線となる。）から復元する手法でよいとしている。

(3) 関係人[redacted]及び関係人[redacted]の主張

関係人[redacted]及び関係人[redacted]は，共に意見書等の提出をせず，意見聴取等の期日にも出頭しなかったため，本件筆界について主張はしていない。

第３　本件筆界に対する判断

本件筆界の特定に際して，以下の資料等が認められるので，順次検討する。

１　昭和２３年に撮影された空中写真の検討

(1) 国土地理院には，昭和２３年に米軍により撮影された空中写真（以下「空中写真」という。）が保管されている。空中写真には，撮影当時の地形が写っており，対象土地甲及び同乙と北側造成地との間に植生界が認められる。

なお，対象土地甲側は白く，同乙側は黒く写っていることから，植生の相違が認められるが，対象土地甲と同乙との間（本件筆界付近）に明らかな植生界のラインまでは見てとれない。

(2) 空中写真の撮影当時と現況との差異を確認するため，空中写真と現地の境界標や構造物を測量した成果図（以下「現況測量図」という。）とを，道路拡幅前から移動のない南側県道の南側ラインを基線として重ね合わせた図面（以下「空中写真重ね図」という。）を作成したところ，空中写真上の道路形状や隣接する畑同士，あるいは山林との植生界が現況測量図（現地に設置された杭等の位置）とほぼ整合して重なった。

(3) 筆界は，道路や側溝などの構造物，塀や垣根などの囲障，尾根や谷などの地形，並びに，植生界等によって定められることが一般的であり，対象土地甲及び同乙と北側造成地との間には空中写真において植生界が認められ，かつ，その植生界が現況測量図とほぼ整合して重なり合っていることに照らせば，対象土地甲及び同乙と北側造成地との占有界に設置された杭の位置が，対象土地甲及び同乙と北側造成地との筆界を示していると考えられる。

(4) また，空中写真上の白く写った部分（対象土地甲側）と黒く写った部分（同乙側）が混ざり合った部分と，上記第１・２・(7)で記述した大きな木々の位置とが重なることから，これらの木が本件筆界を示している可能性が高いと考えられる。

２　地図に準ずる図面の検討

(1) 管轄登記所には，対象土地等に係る地図に準ずる図面（以下「本件公図」という。）が備え付けられている。本件公図の作成者，作成年月日，作成経緯等は不明であるが，本件公図には縮尺「６００分の１」，種類「旧土地台帳附属地図」との記載がある。

(2) 本件公図によると，本件筆界は，北東から南西に延びた直線として表示さ

れており，その北端は関係土地１とＴ字形に接し，南端は関係土地２と同３との筆界の北端と接して表示されている（関係土地２と同３との筆界は，分筆前の対象土地甲と同乙の筆界の一部である。）。

(3) 本件公図と現況との整合を確認するため，本件公図を空中写真重ね図（現況測量図を空中写真に重ね合わせた図面である。）に重ね合わせたところ，本件公図における対象土地甲及び同乙には，北西方向から南東方向に大きく縮みが見られ，現地と整合しなかった（なお，重ね合わせる際には，本件筆界とかかわらない点で，かつ，本件公図の作成時から異動がない点と思われる二つの点を基点として，本件公図を空中写真重ね図に重ね合わせた。また，上記二つの基点に対して公図の縮尺を補正した。）。

(4) 一般に，公図は，各筆の配列等の定性的な問題については信用性が相当程度高いが，距離，面積，方位，角度等の定量的な問題についての信用性は低いといわれている。これを本件公図についてみれば，各筆の配列等は，おおむね現地と整合しているものの，その位置関係は，上記(3)で記述したとおり，縮尺補正を行ってもなお全体が現地と整合しないことから，結局は，本件公図により本件筆界の距離等の定量的な内容を示すことは困難であるが，その形状が北東方向から南西方向に延びた直線であること，及び，上記(2)で述べた本件筆界点の接合状況を確認することができる。

３　地積測量図の検討

(1) 管轄登記所には，対象土地等に関する次の地積測量図が備え付けられている。すなわち，①昭和４０年３月３１日に１４０番２を同番２と同番１３とに分筆した際に提出された地積測量図（以下「測量図①」という。），②同年４月９日に１４０番１を同番１と同番１４とに分筆した際に提出された地積測量図（以下「測量図②」という。），及び，③昭和５９年１１月１４日に１４０番３を同番３と同番１８ないし同番２９に分筆した際に提出された地積測量図（以下「測量図③」という。）がある。

(2) まず，測量図①及び測量図②（いずれも南側県道の拡幅に伴い提出された。）の現況との整合を確認するため，拡幅前の県道の南側ラインを基線に測量図①及び測量図②を空中写真重ね図に重ね合わせたところ，空中写真重ね図（現況）とは明らかに整合しなかった（下記４・(2)参照）。

また，測量図①を争いのない二つの点（特定図面中の１０８点と６０点）

を基点に空中写真重ね図に重ね合わせ，更に測量図①に表示されている本件筆界を基線に測量図②を重ね合わせてその整合性を確認した。この重ね図によると，本件筆界の位置は，現況における大きな木の並びとおおむね整合しているものの，同一となるべき本件筆界の辺長が，測量図①と測量図②とで大きく食い違っており（測量図②の方が短く作図されている。），また，対象土地乙の形状及び南側県道の位置にも大幅なずれが生じ，整合しなかった。

(3) 以上のことから，測量図①及び測量図②からは，本件筆界を判断することはできない。

(4) 次に，北側造成地を分筆した際に提出された測量図③を空中写真重ね図に重ね合わせた。

この重ね図によると，北側造成地の外周の筆界は現況とほぼ整合し，北側造成地と対象土地甲及び同乙との筆界を確認することはできるものの，測量図③に図示されたヒゲ線部分に筆界を示すものは確認することができなかった。また，このヒゲ線は，隣地立会いを行わず（意見聴取等の期日における申請人及び関係人[redacted]双方の陳述による。）に描かれたものであることから，そのヒゲ線の位置についての信ぴょう性は低いといわざるを得ない。

(5) 以上のことから，測量図③により，北側造成地と対象土地甲及び同乙との筆界を判断することができ（現地には，コンクリートブロック積が設置されており，これにより北側造成地とを画していることに当事者間に争いはない。），この筆界線上に本件筆界の北端があると判断することができる。

4　潰地丈量図の検討

(1) 三重県[redacted]建設事務所には，南側県道を拡幅する際に作成された潰地丈量図（縮尺３００分の１）が保管されている。

(2) 潰地丈量図は，県道を拡幅するために潰地（道路拡幅のため買収する部分）を丈量（測量）し作成された図面であり，拡幅後の道路幅（拡幅前の県道の南側ラインから対象土地甲及び同乙との筆界までの幅）を示すものであり（これを前提に，三重県は関係土地２，同３の買収を行っている。），したがって，潰地丈量図により，拡幅後の道路幅（本件筆界の南端点）を特定することができる。

5　大きな木について

(1) 本件筆界付近には，ほぼ等間隔に並んだ大きな木がある（上記第１・２・

(7)参照)。申請人及び関係人[redacted]は，これらの木について，かなり古くからあるが，いつ，誰が，どのような経緯で植えたのかは分からない旨申述している。

(2) しかしながら,対象土地甲及び同乙はもともと松の木などの林であった(申請人及び関係人[redacted]の申述による。) ことを考えると，松の木などと種類の違うこれらの木が，ほぼ等間隔に自生したとは考えにくく，かつ，空中写真における白く写った部分と黒く写った部分が混ざり合った部分とこれらの木の位置が一致し，加えて，対象土地甲の北西端で，争いのない筆界点にも同様の木が存在することからすれば，これらの木は，いわゆる境界木として植栽されたものと認定することができる。

6　石盛りについて

(1) 特定図面中の４７点のそばに，石を積み重ねた石盛りがある。この石盛りは，その設置状況から，その設置の時期は判明しないものの，少なくとも近年に設置されたものではないと認められる。

(2) 当該石盛りは，その場所が北側造成地との筆界を示すコンクリートブロック積（当事者間に争いはない。）に接しており，付近には，このような石盛りは認められないことから，当該石盛りは，現地における境界を示す物として設置されたと考えられ（現に，申請人は，その主張の根拠として，本件筆界の北端の目印として石盛りがあると述べている。)，対象土地甲と同乙との境界を示す大きな木（上記５・(2)参照）ともほぼ連なって見通せるなど，一定の整合を有していることに照らせば，本件筆界を特定し得る物である。

7　本件筆界の特定

以上の検討結果を総合すれば，本件筆界を次のとおり特定するのが相当である。

(1) 本件筆界付近には，前述の大きな木がほぼ等間隔に複数本並んでいることから，これらの木が本件筆界を示しているということができる（上記５・(2)参照)。これらの木の内，一番北側の木と一番南側の木を本件公図の形状と同様に直線で結ぶと（上記２・(4)参照)，ほぼその延長線上に４７点（北側造成地の造成時に設置したと思われ，経年による風化が認められるコンクリート杭であり，そのそばには，コンクリートブロック積及び石盛りがある。上記１・(3)，３・(5)，６・(2)参照）と１点が存在する。

このことから，本件筆界は，４７点と１点を通る直線上にあると特定するのが妥当である。

(2) ４７点は，対象土地甲及び同乙と北側造成地との境界線上にあり，本件筆界の北端点であると特定するのが相当である。

(3) また，本件筆界の南端点は，４７点と１点を通る直線を南に延長し，当該延長線が南側県道の南側ラインと交叉する点（Ｈ２点）から，潰地丈量図の読取値である道路幅１０．７メートル分を北に確保したＨ１点（上記４・(2)参照）であると特定するのが相当である。

(4) 本件筆界について

以上のことから，本件筆界は，４７点とＨ１点とを直線で結んだ線と特定できる。

第４　結語

よって，本件筆界は，結論のとおりとして特定することができる。

なお，筆界調査委員の意見も同旨である。

[redacted]年[redacted]月[redacted]日

津地方法務局

筆界特定登記官　[redacted]

筆界特定図面

対象土地甲の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番２
対象土地乙の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番１

筆界特定点

測点名	X座標	Y座標
47	[redacted]	
H1		

引照点

測点名	X座標	Y座標
T1	[redacted]	
108		

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
1	[redacted]	
3		
4		
5		
6		
38		
39		
40		
45		
46		
59		
60		
72		
HW1		
HW2		
HW3		
HW4		
HW5		
HW6		
HW7		
HW8		
HW9		
HW11		
B1		

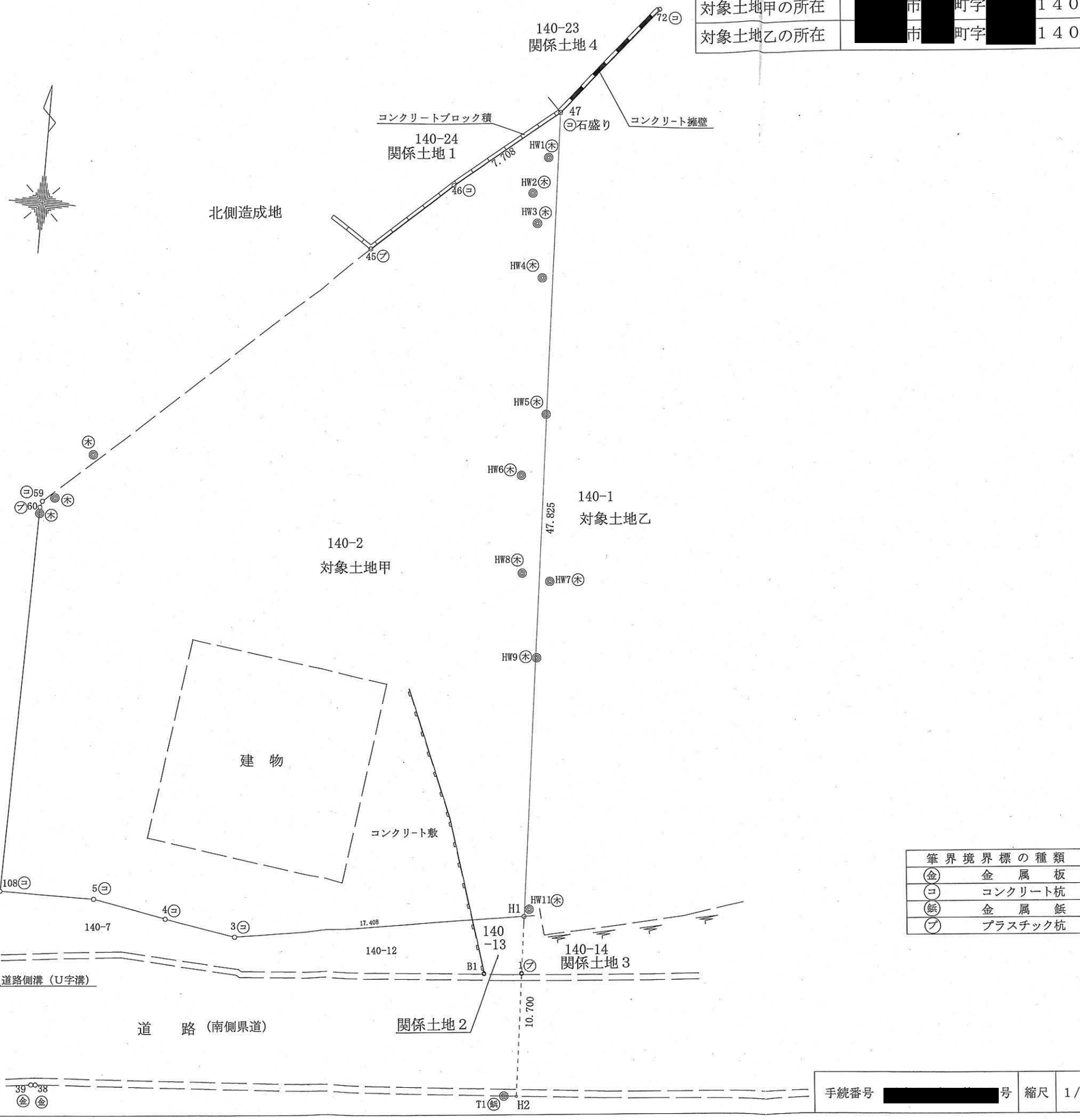

筆界境界標の種類	
(金)	金属板
(コ)	コンクリート杭
(鋲)	金属鋲
(プ)	プラスチック杭

手続番号	[redacted]号	縮尺	1/250

筆界特定図面

対象土地甲の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番２
対象土地乙の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]１４０番１

筆界特定点

測点名	X座標	Y座標
47	[redacted]	
H1		

引照点

測点名	X座標	Y座標
T1	[redacted]	
108		

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
1	[redacted]	
3		
4		
5		
6		
38		
39		
40		
45		
46		
59		
60		
72		
HW1		
HW2		
HW3		
HW4		
HW5		
HW6		
HW7		
HW8		
HW9		
HW11		
B1		

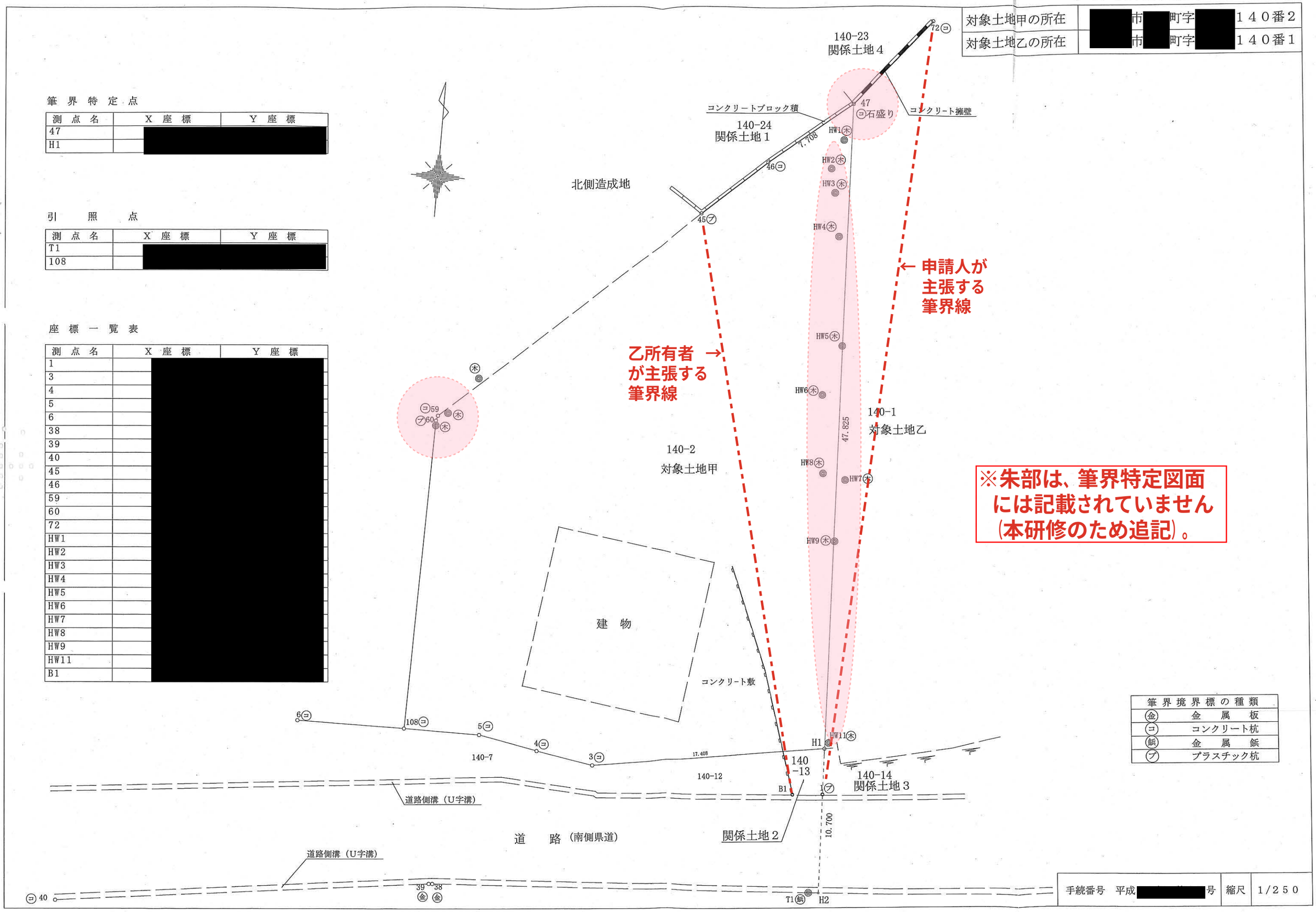

※朱部は、筆界特定図面には記載されていません（本研修のため追記）。

筆界境界標の種類	
㊎	金属板
㋭	コンクリート杭
鉄	金属鋲
㋐	プラスチック杭

手続番号	平成[redacted]号	縮尺	1/250

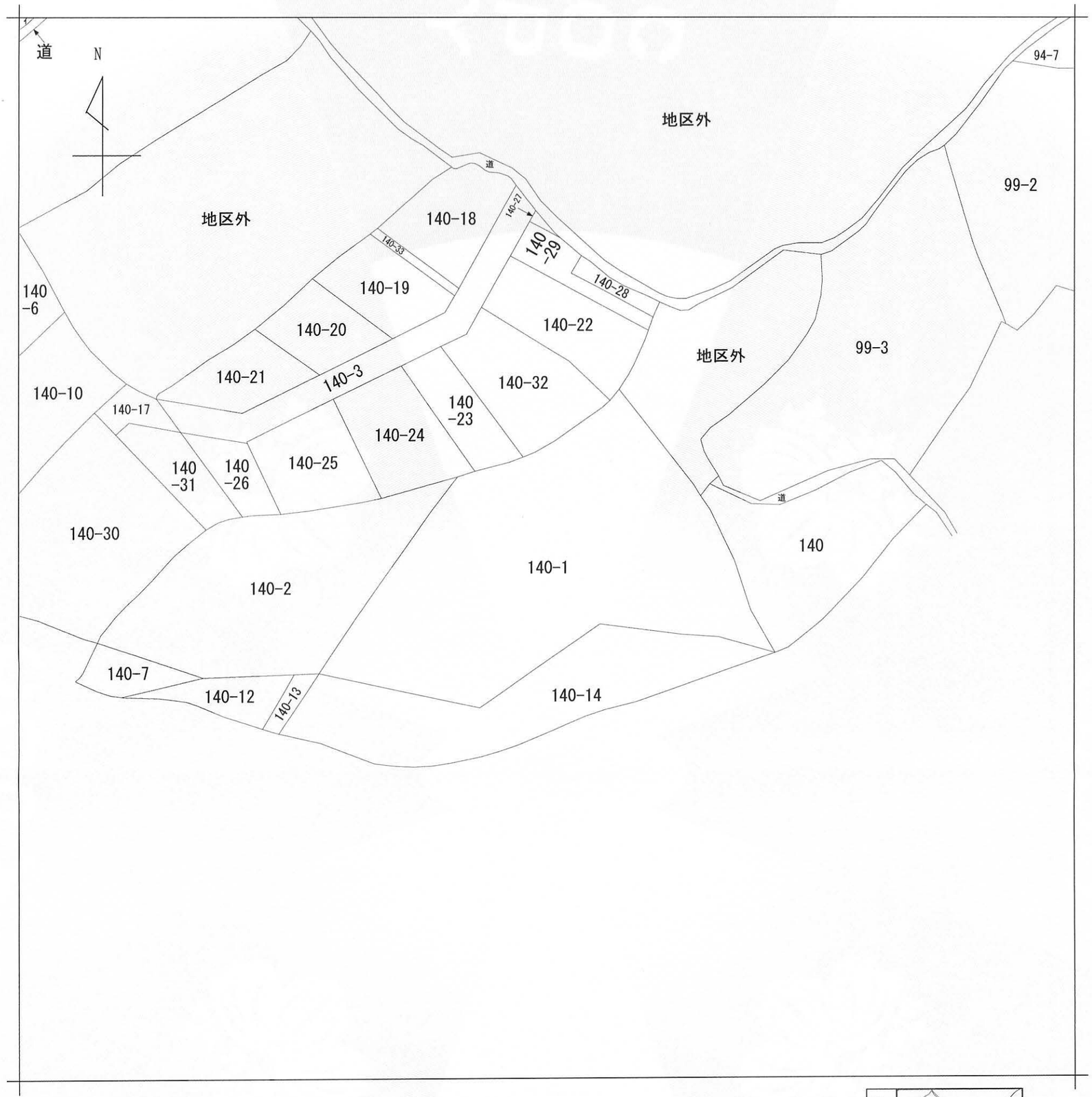

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

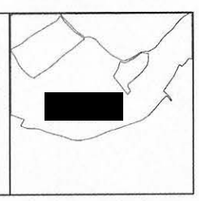

請求部分	所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]				地番	140番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月12日
津地方法務局[redacted]
登記官

[redacted]

請求番号：7-3
（1/1）

登記年月日：昭和40年3月31日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月12日

津地方法務局[redacted]

登記官

[redacted]

前 140-2 後 新

2370527

昭和40年3月31日登記

地積測量図

地番	140-2 140番の13
土地の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]
縮尺	1/300

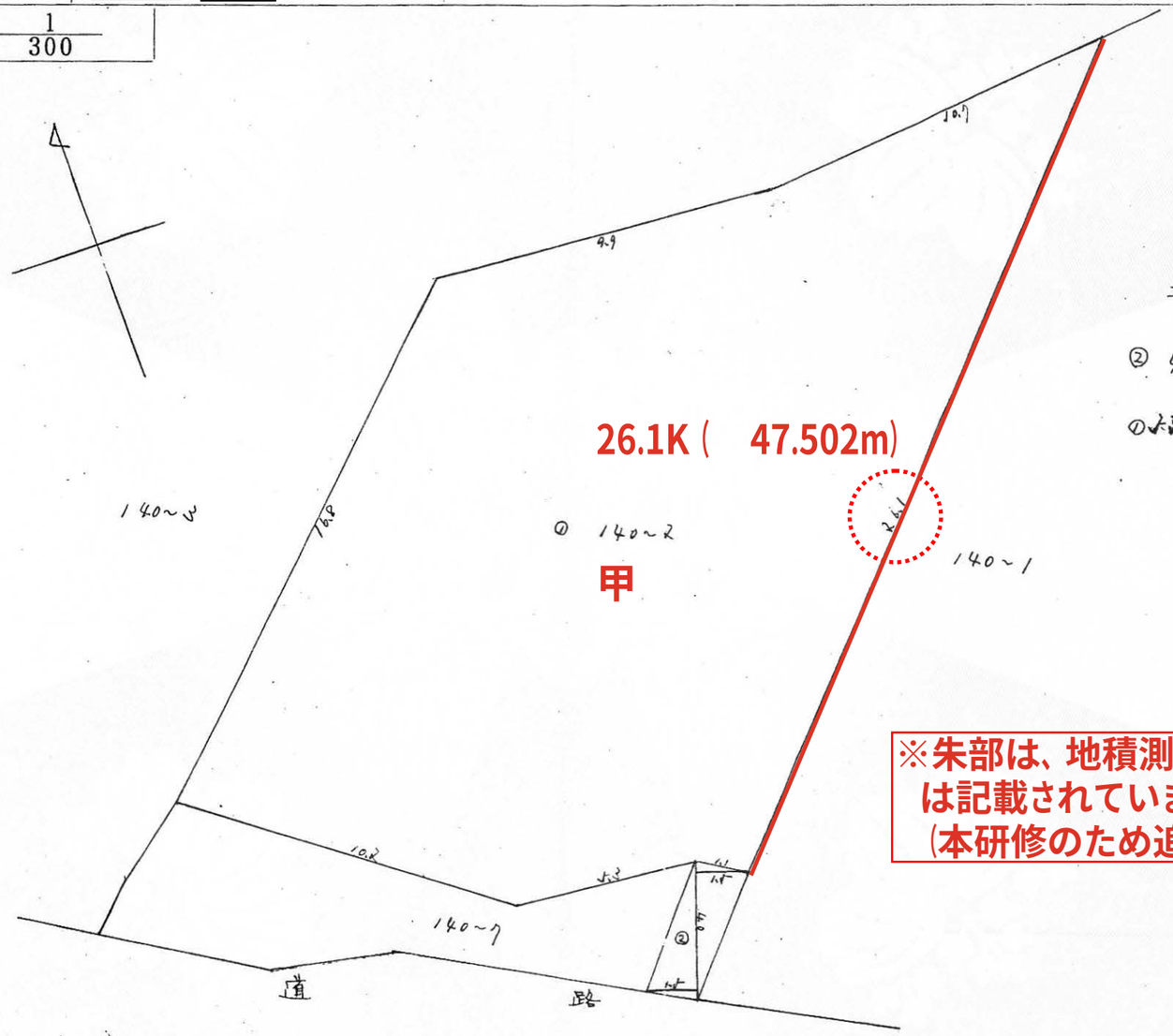

求積単位間
140番の2
② 4.0 × (1.5+1.5)/2 = 6.00
① 525.00 − 6.00 = 519.00
地積 6歩

※朱部は、地積測量図には記載されていません（本研修のため追記）。

作製年月日	昭和40年3月5日	作製者	[redacted]	申請人	三重県知事 田中

昭和四〇年参月参日

請求番号：7-1

登記年月日：昭和40年4月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日
津地方法務局[redacted]

[redacted]

[redacted]

2370529

前140-1 後 新

昭和40年4月9日登記

地積測量図

1/2

地番	140番の1
土地の所在	[redacted]市[redacted]所字[redacted]
縮尺	1/300

※朱部は、地積測量図には記載されていません（本研修のため追記）。

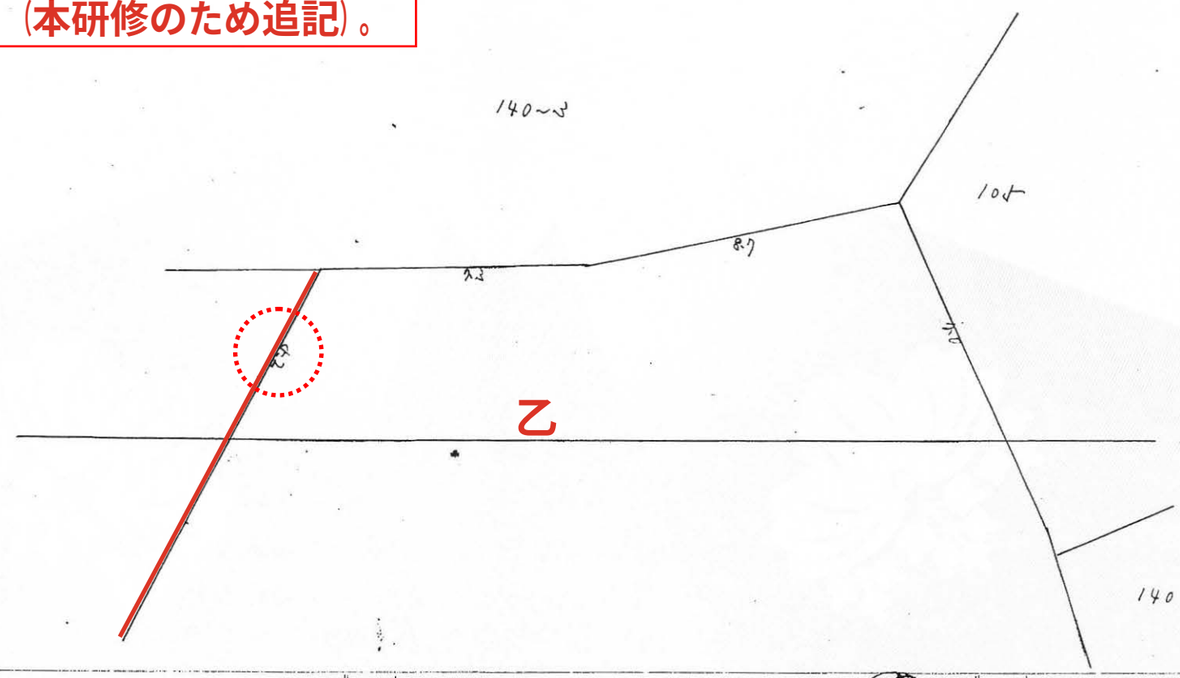

作製年月日	昭和40年4月1日	作製者	[redacted]	申請人	三重県知事 田中寛 印

登記年月日：昭和40年4月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月12日
津地方法務局[redacted]
登記官
[redacted]

前　後　新　2370528

~~昭和　年　月　日登記~~

地　積　測　量　図

地　番	140-1 140番の1

土地の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]
縮　尺	1/300

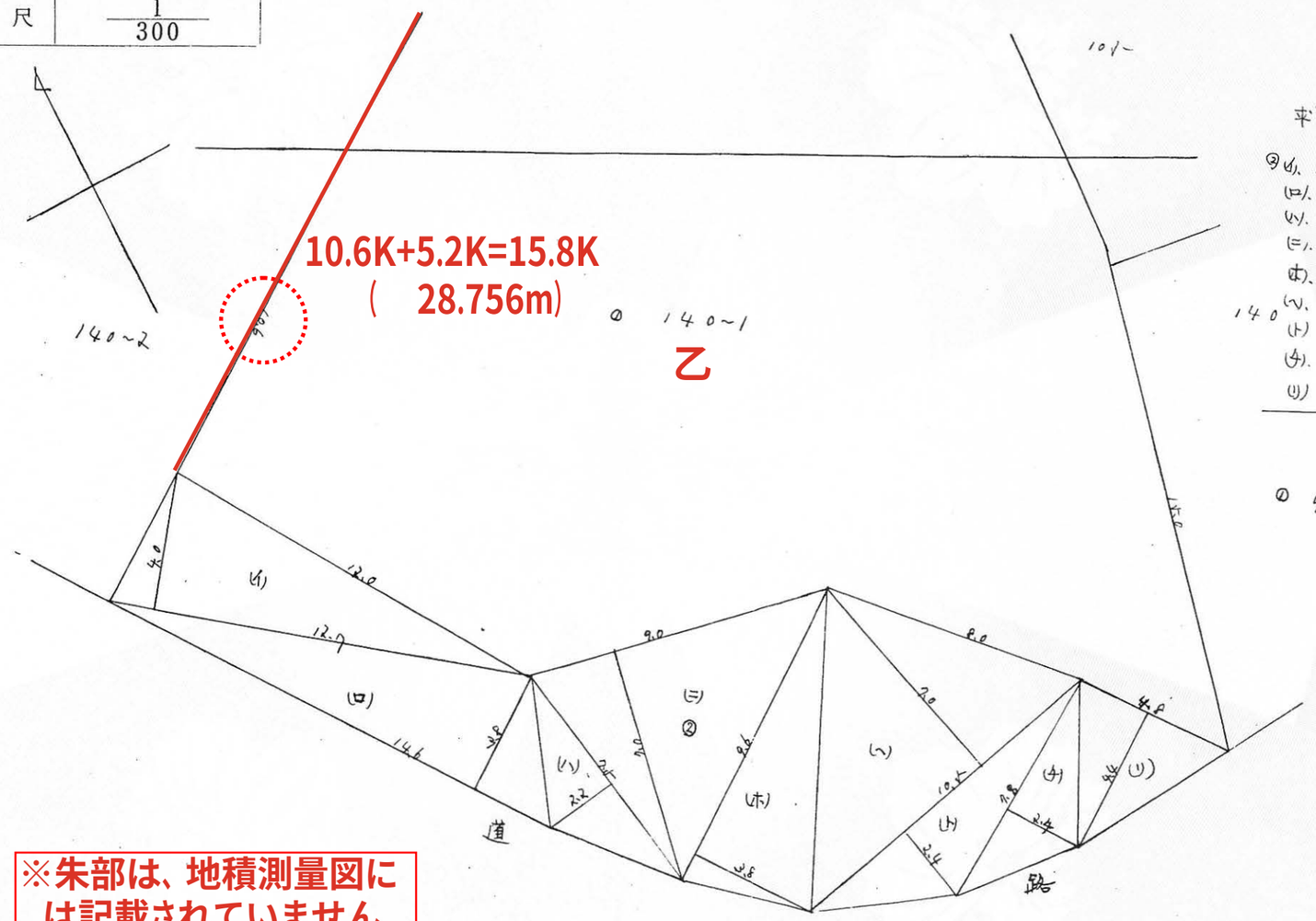

※朱部は、地積測量図には記載されていません（本研修のため追記）。

平積単位図
140番の1
②(イ). 12.7×4.0=50.80
(ロ). 14.6×3.8=55.48
(ハ). 7.5×2.2=16.50
(ニ). 9.0×7.0=63.00
(ホ). 9.6×3.8=36.48
(ヘ). 10.5×7.0=73.50
(ト) 10.5×2.4=25.20
(チ). 7.8×2.4=18.72
(リ) 4.8×4.4=21.12
計 360.80
1/2 ---- 180.40
① 911 − 180.40 = 730.60
地積 6畝歩

作製年月日	昭和 40年 4月 1日	作製者	[redacted]	申請人	三重県知事 田中覚 印

請求番号：7-2　(1/2)

2370546

前140-3 後 新 140-3 -18 -29 -32, -33

式字前字

昭和59年11月28日登記

土地所在図

地番	140-3・140-18 ないし 140-29まで
土地の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]

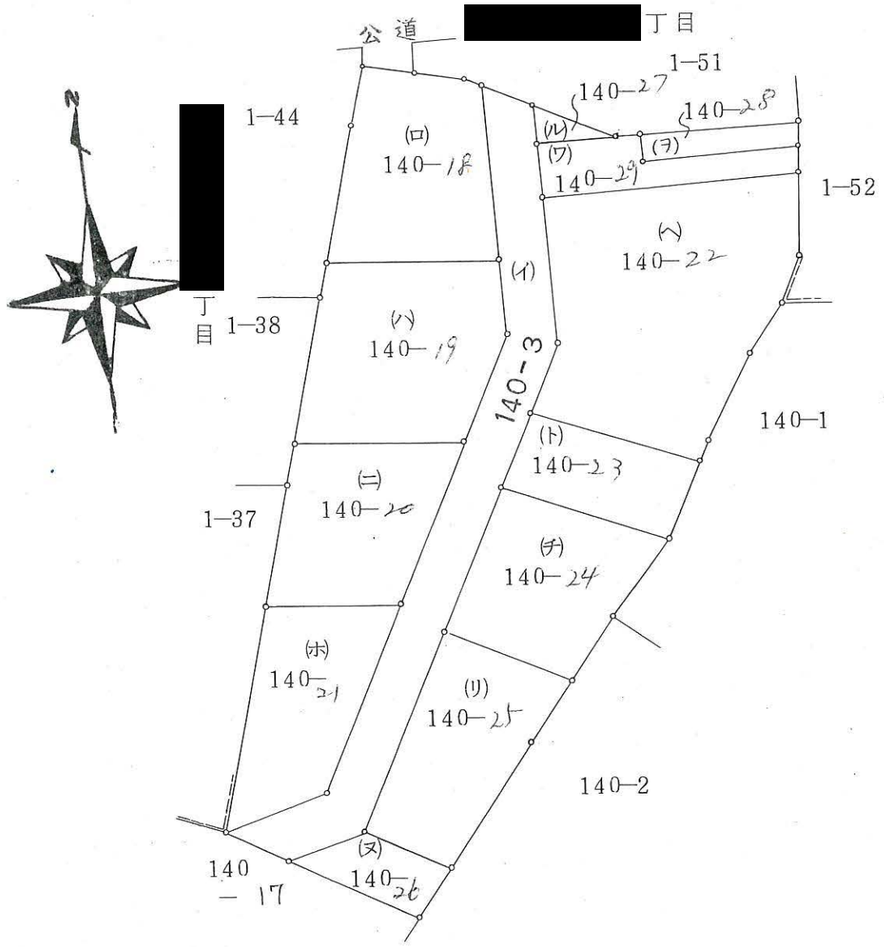

これは図面の写しである。 (複写機により作成)

令和6年11月12日

津地方法務局[redacted]

登記官[redacted]

作製者	[redacted]地 (昭和 59 年 11月 24日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

2370539

前 140-3 後 新

地番	140 − 23
土地の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]

式字削除

昭和59年11月28日登記

地積測量図

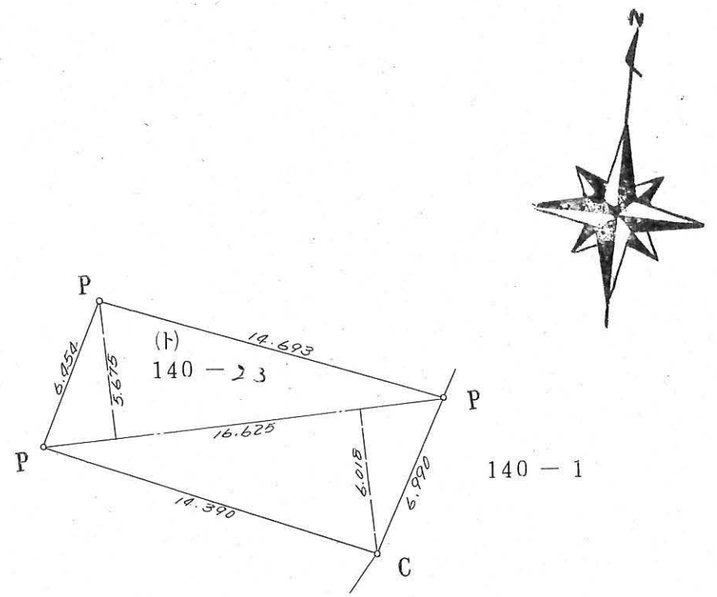

面 積 計 算 表

(ト)

16・625 × 5・675 = 94・346875
16・625 × 6・018 = 100・049250
T 194・396125
½ 97・1980625
㎡

C: コンクリート杭
P: プラスチック杭

作製者	[redacted] (昭和 59年 11 月 24日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

2370538

前 140-3 後 新

昭和59年11月28日登記

地積測量図

地番	140－24 140－3
土地の所在	[redacted]市[redacted]町字[redacted]

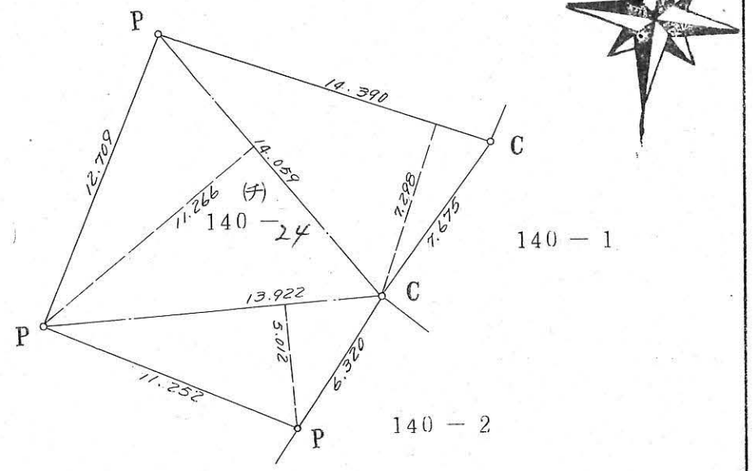

面積計算表

(チ)

14・390 × 7・298 = 105・018220
14・059 × 11・266 = 158・388694
13・922 × 5・012 = 69・777064
T 333・183978
½ 166・591989
㎡

C：コンクリート杭
P：プラスチック杭

作製者	[redacted]	(昭和59年11月27日作製)	申請人	[redacted]	縮尺 1/250

森林を学ぶ

トピックス
森林環境教育
木育
森のせんせい
みえの森フォトコンテスト
25年度以前の取組

令和06年06月20日



15 コナラ（小楢）

みえ森林・林業アカデミー棟に使用されている木材

三重県林業研究所のみえ森林・林業アカデミー棟には、県内で育った様々な樹種の木材が使用されています。
ここでは、アカデミー棟の取っ手に使用されているコナラの木を紹介します。
なお、アカデミー棟に使用されている木材については、こちらのページをご覧ください。

別名	ホウソ
学名	Quercus serrata
科	ブナ科
属	コナラ属


コナラの葉（撮影：三重県林業研究所）



	コナラの樹皮（撮影：三重県林業研究所）  アカデミー棟における使用状況（右側の取っ手） ※ 写真撮影協力：白山中学校
分布	冷温帯下部から暖温帯に分布、日当たりのよい山野によくみられる。北海道、本州、四国、九州、朝鮮
分類	落葉高木
樹形	高さ15～20m、大きいものでは30mに達するものもある、箒状型
花	4～5月に枝下部から黄褐色で6～9 ㎝の雄花序を多数垂らす
果実等	堅果は2㎝程度の楕円形で下部は小さな鱗片状の総苞片がついた殻斗におおわれる
葉	有柄で互生し長さ5～15 cmの倒卵状または倒卵状長楕円形で先は鋭くとがり縁に鋸歯がある
樹皮	灰黒色で縦に不規則な裂け目がある
材の性質	ずっしり重い 比重：0.76程度　色：辺材は灰白色、心材はくすんだ褐色 環孔材、乾燥によって割れや狂いが出やすい
用途	公園樹、建築材、器具材、シイタケの原木、薪炭材
その他	和名コナラは「小さいナラ」の意味である。普通使われている楢は俗用字である。ホウソの語源も不明である
備考	林業研究所で見られる場所：樹木図鑑園（C)
参考	・林 弥栄著、1985年9月1日1刷発行、1990年9月20日15刷発行、山渓カラー名鑑 日本の樹木 株式会社 山と渓谷社 ・財団法人 林業科学技術振興所発行、昭和60年12月18日第1版発行、平成16年10月1日第4版発行、有用広葉樹の知識-育てかたと使いかた ・出典：森林総合研究所九州支所HP「コナラ」の項 （https://www.ffpri.affrc.go.jp/kys/business/jumokuen/jumoku/zukan/konara.html）

本ページに関する問い合わせ先

三重県　林業研究所　普及・森林教育課

〒515-2602　津市白山町二本木3769-1
電話番号：059-262-5352　ファクス番号：059-262-0960　メールアドレス：ringi@pref.mie.lg.jp